

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付金償還免除
根拠条例・規則等名		母子及び父子並びに寡婦福祉法
条 項		第 15 条、第 32 条
所 管 部 課		子ども未来局子ども育成部子育て支援課（電話：048-829-1270）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	借受者が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害（障害の程度が労働能力の喪失又は労働能力に著しい制限を及ぼすと認められるものをいう。）を受け、連帯借主及び連帯保証人にも支払能力がなく、貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部を免除することができるものとし、償還免除申請には次に掲げる書類を添付させること。 （1）死亡の場合は除籍抄本 （2）精神又は身体の障害による場合は医師の診断書 （3）その他連帯借主、連帯保証人及びそれらの相続人が償還できない理由を証するもの
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定 令和 5 年年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。)
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		